

毎月勤労統計調査特別調査の説明

1 調査の目的

この毎月勤労統計調査特別調査は、常用労働者 1 以上 4 人以下の事業所における賃金、労働時間、雇用等の実情を明らかにして、毎月実施されている常用労働者 5 人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的としている。

2 調査の系統

厚生労働省－都道府県－統計調査員－報告者

3 調査の時期

平成 25 年 7 月 31 日現在（給与締切日の定めがある場合には調査年 7 月の最終給与締切日現在）の状況について調査を実施。

4 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）に基づく 16 大産業（鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。））に属し、平成 21 年経済センサス基礎調査の調査区に基づいて設定した毎勤特別調査区のうちから、無作為に抽出された調査区内に所在し、常用労働者 1～4 人を雇用する事業所を対象としている。

平成 25 年については、県内約 550 事業所について調査を行った。

5 主な調査事項

(1) 主要な生産品の名称又は事業の内容

(2) 企業規模

(3) 常用労働者の数

(4) 常用労働者ごとの次に掲げる事項

ア 性

イ 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別

ウ 年齢及び勤続年数

エ 出勤日数及び 1 日の実労働時間数

オ きまって支給する現金給与額

カ 特別に支払われた現金給与額

1 概 況

(1) 賃 金

平成 25 年 7 月における調査産業計の一人平均月間きまって支給する現金給与額は前年比 0.1%減の 188,552 円であった。男女別にみると男 262,511 円、女 133,317 円であった。

また、平成 24 年 8 月 1 日から平成 25 年 7 月 31 日までの 1 年間に、賞与など特別に支払われた現金給与額は、前年比 27.5%減の 112,945 円であった。

(2) 労働時間

平成 25 年 7 月における調査産業計の 1 人平均 1 日の実労働時間数は 7.1 時間で、前年同水準となった。男女別にみると男 8.1 時間、女 6.4 時間で女の方が 1.7 時間短かった。

(3) 出勤日数

平成 25 年 7 月における調査産業計の 1 人平均月間出勤日数は 20.3 日で、前年に比べ 0.5 日の増加となった。これを男女別にみると男 21.9 日、女 19.1 日で女の方が 2.8 日少なかった。

(4) 雇 用

平成 25 年 7 月現在における常用労働者は 83,856 人で、このうち男 35,852 人、女 48,005 人であった。

産業別構成でみると、卸売業、小売業が 20,519 人で全体の 24.5%を占めており、次いで生活関連サービス業、娯楽業が 12,186 人(14.5%)であった。この 2 産業で全体の 39.0%を占めている。